



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年6月14日金曜日 第517号

◇ 目 次 ◇ 告 示

くろまぐる（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）... 440
 道路の区域変更（県道立石内子線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 440
 道路の供用開始（県道鳥首五十崎線外）.....（ " ）... 441
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 441
 指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 442
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 442

公 告

クリーニング師試験の施行.....（業務衛生課）... 442

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 442

公安委員会規則

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則.....（警察本部監察官室）... 455

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 456
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 456
 政治団体の解散の届出.....（ " ）... 457
 資金管理団体の指定の届出.....（ " ）... 457
 資金管理団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 457

公営企業告示

病院の業務に係る公金の徴収の事務の委託.....（公営企業管理局総務課）... 457

正 誤

令和5年11月14日付け第460号愛媛県告示第1184号（保安林予定森林にする旨の通知）中.....（森林整備課）... 457

告 示

○愛媛県告示第612号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年3月愛媛県告示第283号）を次のとおり変更した。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（大型魚）漁業	5.0トン	5.2トン

○愛媛県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1037番2から 同町大瀬南1041番3まで	旧	メートル 4.6～7.3	キロメートル 0.039	
			新	9.1～14.6	0.039	

○愛媛県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎乙357番9から 同町五十崎甲980番3まで	令和6年6月14日
"	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1037番2から 同町大瀬南1041番3まで	"

○愛媛県告示第615号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、音声・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内科	喜多医師会病院	谷浦博之	大洲市東大洲1563番地1	令和6年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	首藤聖弥	西条市朔日市269番地1	令和6年6月1日
肢体不自由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	萬代雄嗣	西条市朔日市269番地1	令和6年6月1日
視覚障害	眼科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	松本実希	西条市朔日市269番地1	令和6年6月1日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	山田隆明	西条市朔日市269番地1	令和6年6月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人松永耳鼻咽喉科医院	松永英子	西条市大町1365番地	令和6年6月1日
肢体不自由	整形外科	西予市立西予市民病院	光長治人	西予市宇和町永長147番地1	令和6年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	西予市立西予市民病院	穴井貴之	西予市宇和町永長147番地1	令和6年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科	西予市立西予市民病院	島村仁子	西予市宇和町永長147番地1	令和6年6月1日
じん臓機能障害	腎臓内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森田洋平	東温市志津川	令和6年6月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	本岡太心	東温市志津川	令和6年6月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	續木彩加	東温市志津川	令和6年6月1日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田中武道	東温市志津川	令和6年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大原雄大	東温市志津川	令和6年6月1日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	狩野拓也	東温市志津川	令和6年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上窪優介	東温市志津川	令和6年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	桧垣有紗	東温市志津川	令和6年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山名悠太	東温市志津川	令和6年6月1日

肢 体 不 自 由	緩和ケア内科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	大 坂 巖	四国中央市上分町788番地 1	令和6年6月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	愛媛県立今治病院	今 井 麻 央	今治市石井町四丁目5番5号	令和6年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛県立今治病院	日 浅 悠	今治市石井町四丁目5番5号	令和6年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛県立今治病院	小 西 里 奈	今治市石井町四丁目5番5号	令和6年6月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	村上耳鼻咽喉科	村 上 一 索	今治市高市甲267番地 1	令和6年6月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	脇 悠 平	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和6年6月1日

○愛媛県告示第616号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
清 家 史 靖	おち内科循環器科	伊予郡松前町大字大溝508番地12	せいけ内科循環器科	伊予郡松前町大字大溝508番地12	令和6年5月1日
田 中 伸 二	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788番地 1	医療法人青空会うみ・まちクリニック	四国中央市中之庄町575番地 1	令和6年4月1日

○愛媛県告示第617号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	近 藤 元 史	東温市志津川	令和6年5月2日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	鳥 飼 智 彦	東温市志津川	令和6年5月2日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 泉 洋 平	東温市志津川	令和6年5月2日
肢 体 不 自 由	脳神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	武 井 聡 子	東温市志津川	令和6年5月13日

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による令和6年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

令和6年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和6年9月5日（木）午前9時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

(2) 実地試験

松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

3 受験願書の提出期間

令和6年7月22日（月）から8月5日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

監 査 公 表

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、

措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年6月14日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
同 松 下 行 吉
同 大 石 豪
同 高 石 淳

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
自 転 車 新 文 化 推 進 課	令和5年8月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害(507,320円)を与えた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>職員に対して、運転時における周囲の安全確認を徹底するように朝礼において注意喚起するなど、安全運転意識の徹底を行った。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
循 環 型 社 会 推 進 課	令和5年8月2日
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの)について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額546,962円(滞納繰越分)</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>債権者である法人に対し、平成31年3月26日付けで代執行費用の納付命令を行い、令和元年5月8日付けで督促状を送付。納付期限内に納付されなかったことから、法人の財産調査を行い、債権回収手続きを進め、令和2年9月17日に98,320円を回収した。今後も適切な債権管理を行い、債権回収に努める。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	令和5年8月29日
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額35,928,060円(滞納繰越分)</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。 その結果、令和4年度末の未収入金35,928,060円のうち、令和5年度中に25,210円(1者完納)を回収した。また、時効援用の申立があった4名について、419,900円を不納欠損とした結果、現在、前年度より債務者数で5者減の396者、収入未済額で445,110円減の35,482,950円となっている。 今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
男 女 参 画 ・ 子 育 て 支 援 課	令和5年8月28日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。 ・収入未済額11,936,080円(滞納繰越分5,087,400円、現年度分6,848,680円)</p> <p>2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。 ・収入未済額267,688,081円(滞納繰越分263,641,005円、現年度分4,047,076円)</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているが、令和5年10月末時点で収入未済額は12,625,200円となっており、令和4年度と比べて増加しているが、これは不正受給を2件更正した結果によるものである。 納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。</p> <p>2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。 滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。 また、令和5年3月から外部委託を開始したことで、委託業者によって、一度も償還のない者等、本庁所管分の165件(未納額105,480,021円)について、連帯保証人を含む債務者に一斉に通知を発送し、収入未済額の減少に努めた。 これらの結果、令和5年度10月末時点で、調定総額281,456,753円(前年度からの滞納繰越分267,688,081円、5年度償還分13,768,672円)のうち、23,918,703円が納入されたことから、5年度10月末の収入未済額は257,538,050円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。 なお、債権回収の外部委託については、引き続き実施しており、令和5年10月末現在で、10,193,365円が回収されている。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
障 が い 福 祉 課	令和5年8月28日
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額160,000円(滞納繰越分140,000円、現年度分20,000円)</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>音信不通となっている相続人の親族があり、親族間での相続の話が進展しない状況が続いている中、唯一連絡が取れる年金受給権者の遺族に対し、定期的な状況確認及び納入指導を行った。</p>	

引き続き、適切に納入指導を行ってまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 政 策 課	令和5年8月23日
(監査の結果) えひめ版応援金の返還金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に努められたい。 ・収入未済額2,071,800円(現年度分)	
(措置の内容) 適切な債権管理に努めるとともに、返還に応じない事業者については、電話及び文書による督促に加え、県HP上での公表を行うなど粘り強く返還を求めているが、経営状況が厳しく、直ちに返還できない事業者には分割での返納を認めるなど、相手方に寄り添った対応をしていく。 ・収入未済額1,683,100円(令和5年11月30日時点)	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 人 材 課	令和5年8月17日
(監査の結果) 新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定取消・返還に係る納付金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に努められたい。 ・収入未済額386,159円(現年度分)	
(措置の内容) 当該納付金は、助成金の不正受給を行った2事業者に係る返還金が指定の期限までに納付されず、その後、督促状を発送するなど債権回収に努めたが、年度内に返還されなかったため、収入未済となっているもの。 このうち、1事業者については、弁護士法人から、自己破産申立手続きを受任し、今後破産申立を行う予定である旨が通知され、現在、債務状況の確認が進められている状況である。 1事業者については、文書催告等により債権回収に取り組んでいるところであり、収入未済額の縮減に向け、引き続き、適切な債権管理に努めたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	令和5年8月17日
(監査の結果) 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額3,896,460円(滞納繰越分)	
(措置の内容) 当該違約金は、平成29年4月に誓約した分割納付計画に基づき、同年4月から毎月150,000円を回収し、令和4年2月に完済予定となっていたが、貸付先が業績不振に陥り、令和元年5月から納付が困難になった。その後、県中小企業再生支援協議会等の支援を受けながら進めていた新たな償還計画を含む経営改善計画の策定が新型コロナウイルス感染症等の影響により、遅れていたが、令和3年度末に策定された。 当該計画に基づき、違約金については、令和4年7月から毎月150,000円の納付が再開されており、関係金融機関と連携し、適切な債権管理に努めたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	令和5年9月4日
(監査の結果) 1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。 ・収入未済額56,431,346円(滞納繰越分55,916,346円、現年度分515,000円) 2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額1,208,465円(滞納繰越分)	
(措置の内容) 1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により令和4年度末で4者56,431,346円の未収金が生じていた。 令和5年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、11月末までに1,272,000円の償還があり、5年11月末現在の未収金額は、4者55,159,346円となっている。 今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、貸付金償還金が滞納となった場合の違約金(年12.25%)が多額にならないよう元金の早期償還に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。 2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、令和4年度末で3者1,208,465円の未収金が生じていた。 令和5年度も債務者への償還指導に努めた結果、11月末までに75,000円の償還があったため、令和5年11月末現在の未収金額は、3者1,133,465円となっている。 違約金の滞納については、既に貸付金償還金を完済し違約金のみとなっている1者を除いて、貸付金償還金完済後の違約金納入を指導しているところである。 今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	令和5年8月30日
(監査の結果) 1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。 ・収入未済額1,769,000円(滞納繰越分) 2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額2,608,924円(滞納繰越分1,653,236円、現年度分955,688円)	
(措置の内容) 1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、令和4年度末で3名分1,769,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、令和5年度(11月末時点)は、うち1名から計230,000円、もう1名からは計560,000円を収入した。残る1名からは53,000円を収入し、この1名分の滞納繰越分は令和5年9月で完済となった。 今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。 2 債務者Aは、違約金967,517円が長期滞納となっているが、令和5年9月から違約金の支払いを開始しており、令和5年11月末現在27,000	

円収入済みである。引き続き、未収金が早期収入されるよう、適正な指導に努めて参りたい。

債務者Bは、違約金1,639,407円（滞納繰越分683,719円、現年度分955,688円）が発生し未収となっているが、当面は未収となっている償還金（元本）の完済を優先させることとし、早期に違約金の支払いが可能となるよう定期的に本人と面談する等、適正な指導を行っていることとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	令和5年8月22日
<p>（監査の結果）</p> <p>住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額24,678,445円（滞納繰越分） <p>（措置の内容）</p> <p>令和4年度末時点における住宅貸付損害金（95名24,678,445円）の過去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、令和5年12月1日時点において分割納入中の1名から70,000円の入金があり、95名24,608,445円となっている。</p> <p>なお、令和5年度において新たに2名601,447円の住宅貸付損害金が発生したため、収入未済額の合計は令和5年12月1日時点において97名25,209,892円となっている。</p> <p>引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 地 域 産 業 振 興 部	令和5年7月25日
<p>（監査の結果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。 収入未済額50,491円（現年度分） 県税未収金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。 収入未済額152,422,568円（滞納繰越分124,458,371円、現年度分27,964,197円） <p>（措置の内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 債務者である株式会社ホープエナジーの破産手続が終結し、会社の法人格の消滅に伴って債権も消滅したことから、会計規則第33条第1項第1号の適用により収入未済額50,491円の不納欠損の手続きを行った。 令和5年度滞納繰越分については、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針の策定及び数値目標等の設定をすることで計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間（11月及び12月）における数値目標等の設定、債権差押の徹底及び換価処分の促進、局独自催告の発付などによる徴収確保対策に努めている。 <p>令和5年度現年課税分については、自動車税納期前納付キャンペーンによる啓発活動に加え、コンビニ収納、クレジットカード納付及びスマートフォン決済アプリ納付などの納税環境の整備により、納税者の利便性向上に努めるとともに、預金、保険及び給与の差押えなどによる滞納処分を積極的に実施している。</p> <p>今後とも納税秩序の維持と安定的な税収確保を図るため、県税の納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 支 局	令和5年7月20日
<p>（監査の結果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。 収入未済額33,457円（現年度分） 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、相手方の人的被害及び相手方車両の毀損があった。 <p>（措置の内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 債務者である会社の破産手続が終結し、会社の法人格の消滅に伴って債権も消滅したことから、会計規則第33条第1項第1号の適用により不納欠損の手続きを行った。 日頃から、朝礼の場などで安全運転を心がけるよう指導するとともに、当該事故発生を受けて、室内職員全員に対し、交通事故の防止に関する職場研修を実施し、交通法規の遵守とより一層の安全運転の徹底を図るよう注意喚起した。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	令和5年7月25日
<p>（監査の結果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。 収入未済額264,020円（滞納繰越分） 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。 収入未済額75,833,076円（滞納繰越分66,580,415円、現年度分9,252,661円） <p>（措置の内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費戻入金のうち、令和4年度からの滞納繰越分264,020円については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、債務者への督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めているが、納入には至っていない。 令和5年度発生分については、丁寧な説明と粘り強い償還指導により、令和5年12月1日現在、全額納入となっている。 今後も債務者の生活状況を把握するとともに、適切な返還指導等により、収入未済額の縮減に努めて参りたい。 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受人に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。 <p>また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主（連帯借主）への電話といった償還指導に加え、連帯保証人を通じた働きかけを行ったものの、疾病や就労収入の低下等により家計が悪化し、貸付当初に計画した償還が困難となる者も多い。</p> <p>令和4年度からの滞納繰越分計75,833,076円については、市の母子・父子自立支援員との協力のもと、借主及び連帯借主への電話指導、連帯保証人による償還の促進等の納入指導に努め、3,394,163円が納入された。</p> <p>令和5年度償還分については、令和5年12月1日現在、計8,208,067円が未収となっている。</p> <p>これらの結果、令和5年度の収入未済額は、令和5年12月1日現在、合計80,646,980円に増加していることから、引き続き、借主の生活状</p>	

況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	令和5年7月25日
(監査の結果) 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。 ・収入未済額2,713,800円(滞納繰越分1,343,400円、現年度分1,370,400円)	
(措置の内容) 令和4年度末時点で2,713,800円の収入未済額があったが、令和5年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に納入督促を行った。 また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力的に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。 この結果、令和5年度に448,500円の納入があり、収入未済額は2,265,300円となっている。 今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	令和5年7月20日
(監査の結果) 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。 ・収入未済額2,116,600円(滞納繰越分1,442,500円、現年度分674,100円)	
(措置の内容) 令和4年度末時点で2,116,600円(33名)の収入未済額があったが、令和5年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を引き続き行っている。 また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力的に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。 この結果、令和5年12月13日現在、420,900円の納入があり、収入未済額は1,695,700円となっている。(滞納繰越分1,318,600円、現年度分377,100円。) 今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 地 域 産 業 振 興 部	令和5年7月18日
(監査の結果) 1 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額60,221円(現年度分) 2 県税未収金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、	

引き続き努められたい。

・収入未済額451,882,427円(滞納繰越分220,638,148円、現年度分231,244,279円)

(措置の内容)

1 契約先であった、株式会社ホープエナジ(令和4年3月25日破産手続開始決定)について、令和5年11月24日付けで破産手続終結決定が行われ、その結果、県が届け出た破産債権(契約解除に伴う損害賠償請求権(劣後的破産債権)60,221円)には配当を受けられず、回収不可能となった。

当該破産手続終結により、同社の法人格が消滅し、これに伴って同社に対する県の債権も消滅することから、会計規則の規定に基づき、令和6年1月30日に不納欠損の手続を行った。

2 県税の納期限内の収入確保に向け、特に自動車税種別割(旧自動車税)については、例年、「納期内納付キャンペーン」を実施しており、具体的には、街頭啓発をはじめ関係機関へのポスター掲示依頼や、商工会議所・商工会から事業者への納期内納付の周知依頼、コンビニ及びキャッシュレス(クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等)納付などの多様な納税方法を周知する等の広報活動を実施し、納税者の意識啓発や滞納の未然防止を図ることにより、同税の現年度課税分の納期内納付を促進した。

また、県税の収入未済額の縮減に向け、愛媛県徴収確保対策本部において策定した滞納整理方針及び目標に基づき、引き続き、必要なものについては迅速かつ厳正な差押、換価等の滞納処分執行、税務職員の相互併任等による市町と連携した滞納整理の推進などにより、効果的かつ効率的な滞納整理を実施するとともに、平成24年度から県内の徴収困難案件や煩雑な公売案件の集約を目的として当局に設置された「愛媛県特別滞納整理班」においても、専門的な滞納整理活動を実施し、積極的に滞納処分に取り組んでいるところである。

なお、今年度は、現年課税分の調定額が増えたこと等により、10月末現在の現年分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は、前年同時期と比較して4.94%、639,529,699円の増となっているが、徴収率では、令和4年度の82.56%に対し今年度では81.38%と例年並みに順調に推移している。

引き続き納税秩序を確立し、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めて参りたい。

区 分	調定額(円)	収入額(円)	収入未済額(円)	徴収率(%)
5年10月末	73,087,788,696	59,481,257,064	13,580,055,011	81.38
4年10月末	72,237,679,595	59,635,827,887	12,940,525,312	82.56
差引増減	850,109,101	154,570,823	639,529,699	1.18

金額は、滞納繰越分と現年分の合計額

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	令和5年7月18日
(監査の結果) 1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。 ・収入未済額97,936,761円(滞納繰越分41,173,894円、現年度分56,762,867円) 2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。 ・収入未済額12,742,766円(滞納繰越分10,610,543円、現年度分2,132,223円)	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については、令和4年度末現在、97,936,761円となっていたが、家庭訪問や電話、文書等で納入指導を継続して行った結果、2,024,258円の納入があり、令和5年度10月末現在の収入未済額は、95,912,503円となっている。

また、生活保護受給者の年金受給未申告などにより、5年度に新たな返還金4,900,278円が発生したことから、滞納繰越分と合わせた合計で100,812,781円の収入未済となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にあり、返済が進まない状況にあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により分割納付も含めた返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
5年度(10月末)	4,900,278	95,912,503	100,812,781	・消滅時効期間5年(地方自治法236条第1項)
4年度	56,762,867	41,173,894	97,936,761	
差引増減	51,862,589	54,738,609	2,876,020	

生活保護法第63条(急迫時の保護費)又は78条(不正受給した保護費)による費用返還。

不納欠損処分 令和4年度:568,671円 令和5年10月末時点:なし

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金の過年度収入未済額については、令和4年度末現在12,742,766円であり、家庭訪問や電話、文書等で納入指導を継続して行った結果、1,142,826円の納入があったものの、令和5年度に新たに世帯収入の減少などにより、現年度償還分1,630,170円が未納となったことから、令和5年度10月末現在の収入未済額は13,230,110円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、引き続き、電話・文書等による返還指導を行うとともに、個々の生活状況に応じた適切な返還計画などの指導も併せて行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
5年度(10月末)	1,624,170	11,257,405	12,881,575	・消滅時効期間10年(民法166条第1項)
4年度	2,067,783	10,178,404	12,246,187	
差引増減	443,613	1,079,001	635,388	

不納欠損処分 なし

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
5年度(10月末)	0	64,440	64,440	・消滅時効期間10年(民法166条第1項)
4年度	64,440	16,110	80,550	
差引増減	64,440	48,330	16,110	

不納欠損処分 なし

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
5年度(10月末)	6,000	278,095	284,095	・消滅時効期間10年(民法166条第1項)
4年度	0	416,029	416,029	
差引増減	6,000	137,934	131,934	

不納欠損処分 なし

監査対象機関	監査年月日
中予地方局 建設部	令和5年7月18日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

・収入未済額16,541,092円(滞納繰越分10,054,363円、現年度分6,486,729円)

(措置の内容)

令和4年度末における県営住宅貸付料滞納分(16,541,092円)については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、退去者の未回収債権については、債権回収業者への収納業務委託により収入未済額の縮減に努めている。

この結果、令和5年10月末日現在において、2,320,953円(R4現年度分)、740,000円(R4滞納繰越分)の納付により、収入未済額が13,480,139円に減少した。

しかしながら、R5現年度分収入未済額13,474,818円(令和5年10月末現在)が新たに発生しており、今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局 久万高原土木事務所	令和5年7月18日

(監査の結果)

1 収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。

・収入未済額270,100円(違約金)、247,885円(利息)(滞納繰越分)
2 職員の不注意により公用車による事故(6件)が発生し、当該車両に毀損があった。

(措置の内容)

1 平成25年度及び平成26年度に工事請負契約を締結した事業所1社から平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日付で同社とのすべての工事請負契約を解除した。

その後、速やかに同社に対して違約金及び過払前払金返還利息を請求したが、履行されない状況が続く中、平成26年9月11日管轄の裁判所において同社の破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していた。

しかし、平成28年9月22日付で管轄の裁判所が費用不足により破産手続廃止決定をしたため、同社からの債権回収は不可能となった。

このため、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、債権の消滅時効が完成する令和8年9月22日までは、債務者の状況把握に努めるなど、

引き続き適切な債権管理を行いたい。

- 2 職員が公用車を運転する機会が多い職場であることから、平素から職員に対して交通法規を遵守するよう指導しているところであるが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努める。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 地域産業振興部	令和5年7月13日

(監査の結果)

- 1 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額56,906円(現年度分)
- 2 県税未収金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
・収入未済額90,372,921円(滞納繰越分43,998,757円、現年度分46,374,164円)

(措置の内容)

- 1 電気代単価契約解除に伴う損害賠償金については、契約業者の破産に伴うものであり、令和4年4月には当局の債権との相殺手続きを適切に行い、当局の債権117,659円のうち、破産手続開始日以前に発生した債権60,753円を回収したところ。
破産手続開始日後に発生した当該債権56,906円(収入未済額)については相殺ができないことから、令和4年4月13日付で破産債権届出を行い、配当により債権回収に努めていたところであるが、令和5年10月18日付の破産管財人弁護士通知により配当額が0円に確定するとともに、破産手続きの終了による法人格の消滅に伴い県の債権も消滅したため、令和6年1月26日に不納欠損登録の処理を行った。
- 2 令和5年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期内納付キャンペーンや「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」等の納税方法の拡充などによる納期内自主納税の促進に努めるとともに、給与を中心とした債権の差押等積極的な滞納処分を実施している。

令和5年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努めている。

また、本局管内(平成24年度~)及び支局管内(平成26年度~)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」を活用して、県と市町の連携強化を図りながら、滞納繰越額の約9割を占める個人県民税対策に重点を置いて、県の直接徴収などに継続して取り組み、収入未済額の削減に努めたい。

【参考】

令和5年10月末現在

・収入未済額3,329,438,585円(滞納繰越分94,020,425円、現年度分3,235,418,160円)

令和4年10月末現在

・収入未済額3,766,292,362円(滞納繰越分60,477,303円、現年度分3,705,815,059円)

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 八幡浜支局	令和5年7月19日

(監査の結果)

- 1 電気代単価契約解除に伴う損害賠償金の一部(48,982円)について、

調定を行っていなかった。

- 2 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額48,982円(現年度分)

(措置の内容)

- 1 すぐに調定し、今後は入念な管理のため、案件ごとに管理職を含む複数職員による共有回覧板を作成し処理状況を共有することで、手続きの遅れが生じないようにした。
- 2 破産管財人による財産状況報告等により、当方に対する配当額が0円に確定するとともに、破産手続きの終了による法人格の消滅に伴い県の債権も消滅したため、令和6年1月24日に不納欠損登録の処理を行った。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 健康福祉環境部	令和5年7月13日 令和5年7月19日

(監査の結果)

- 1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額19,271,953円(滞納繰越分18,196,127円、現年度分1,075,826円)
- 2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額25,135,310円(滞納繰越分23,295,614円、現年度分1,839,696円)
- 3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。
・収入未済額4,242,474円(滞納繰越分3,820,203円、現年度分422,271円)

(八幡浜支局)

(措置の内容)

- 1 令和4年度末において、地域福祉課の生活保護費戻入金の収入未済額が19,271,953円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和5年10月末までに未納額は19,222,785円となった。
未納者は84名であり、うち39名は保護中である。
引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。
なお、令和5年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和5年度生活保護費戻入金収入状況表

令和5年10月31日現在

令和5年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,640,359円	2,812,159円	828,200円	77.2%

未納者58名

- 2 令和4年度末において、母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・父子福祉資金貸付金償還金の収入未済額が25,135,310円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和5年10月末までに2,916,806円納入があり、未納額は22,218,504円となった。
滞納者66名中6名が償還済みとなったほか、45名からは一部納入を得た。
しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多い状態である。

今年度も引き続き、滞納者へ催告書を送付するとともに、就労情報の提供や口座振替の推進、日々の電話催告等に応じない滞納者に対する戸別訪問、連帯保証人に対する償還協力の要請等を積極的に行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいります。

なお、令和5年度の現年度分母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金については、次のとおりとなっている。

令和5年度母子父子寡婦福祉資金償還金収入状況表

令和5年10月31日現在

令和5年度調定額	収入済額	収入未済額	償還率
30,505,872円	28,688,833円	1,817,039円	94.0%

未納者60名

3 令和4年度末において、八幡浜支局福祉室の生活保護費戻入金の収入未済額が4,242,474円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和5年10月末までに65,316円納入され、未納額は4,177,158円となった。

未納者は20名であり、うち10名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいります。

なお、令和5年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和5年度生活保護費戻入金収入状況表

令和5年10月31日現在

令和5年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,586,462円	3,262,786円	323,676円	91.0%

未納者8名

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
5年度	1,123,200	790,300	1,913,500	令和4年度は決算金額 令和5年度は令和5年10月31日時点金額
4年度	873,000	758,200	1,631,200	
差引増減	250,200	32,100	282,300	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 大洲土木事務所	令和5年7月19日
(監査の結果) 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。	
(措置の内容) 職員が公用車を運転することが非常に多い職場であるため、平素から機会あるごとに、職員に対し交通法規の遵守と交通事故の未然防止に努めるよう注意喚起を行っているところであるが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努める。	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 八幡浜土木事務所	令和5年7月19日
(監査の結果) 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。 ・収入未済額115,000円(現年度分)	
(措置の内容) 電話等で行った督促により令和5年6月中に、全額解消した。	

監査対象機関	監査年月日
歴史文化博物館	令和5年5月11日
(監査の結果) 1 令和3年4月に許可(許可期間:令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)した行政財産の使用料(2件)について、令和4年度分の調定を行っていなかった。 2 行政財産使用許可申請に対する未処理(3件)があった。	
(措置の内容) 1 2件とも調定処理を行い、3月上旬に料金収納済である。今後は、調定漏れを防ぐため、複数年度に渡る許可案件については、年度当初に共有フォルダ内の台帳に記載することで、管理職と処理状況を共有することとした。 2 3件とも許可及び使用料に係る調定手続きを行い、3月下旬に料金収納済である。今後は、許可申請書を受け付けた際には、共有フォルダ内の台帳に記載することで、管理職と処理状況を共有することとした。	

監査対象機関	監査年月日
福祉総合支援センター	令和5年4月27日

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 建設部	令和5年7月13日
(監査の結果) 1 道路占用料について、納期限内の収入確保に努められたい。 ・収入未済額55,853円(現年度分) 2 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に引き続き努められたい。 ・収入未済額1,631,200円(滞納繰越分758,200円、現年度分873,000円)	
(措置の内容) 1 令和4年度道路占用料、債務者1件の未納分(55,853円)については、文書、電話、自宅訪問による催告を複数回行い、令和5年6月15日納付済みである。 今後未納期限内納付の徹底に努めることとした。 なお、同債務者にかかる令和5年度分の占用料についても同日に納付済みである。 2 県営住宅貸付料については、令和4年度末時点で、16世帯、計1,631,200円の家賃収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、計840,900円の納付があり、収入未済額は、5世帯、790,300円に減少した。 令和5年度現年度分の収入未済額は、令和5年10月末時点の金額であることもあり、令和4年度現年度分と比べ増加しているが、今後も引き続き、滞納者及び連帯保証人に対し、督促対応等を行い、住宅貸付料の納期限内の収入確保及び滞納繰越額の回収に努めてまいります。	

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

・収入未済額35,136,216円(滞納繰越分28,694,950円、現年度分6,441,266円)

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、滞納者の生活状況や重点的に納付を指導すべき未収金について検討を行い、文書催告や臨戸訪問等により積極的に滞納整理を行った。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	令和4年12月31日現在	令和4年度末現在 (令和5年度への繰越額)	令和5年11月30日現在
4年度 現年分	5,414,280	6,441,266	6,109,846
4年度 滞納繰越分	28,790,160	28,694,950	22,320,310
計 ①	34,204,440	35,136,216	28,430,156
5年度 現年分②			6,427,618
合計(①+②)	34,204,440	35,136,216	34,857,774

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東予子ども・女性支援センター

令和5年5月26日

(監査の結果)

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

・収入未済額17,060,550円(滞納繰越分12,401,087円、現年度分4,659,463円)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(5件)し、当該車両等の毀損があった。

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	令和4年11月30日現在	令和5年度への繰越額 (令和4年度末現在)	令和5年11月30日現在
令和4年度分	3,585,893	4,659,463	4,641,463
滞納繰越分	12,584,287	12,401,087	12,228,187
計 ①	16,170,180	17,060,550	16,869,650

令和5年度分②			3,207,170
合計(①+②)	16,170,180	17,060,550	20,076,820

2 緊急対応、天候不良、地域行事等、公用車の運転に関しては適宜朝礼や回覧板で安全運転を指導するとともに、出張は基本的に複数名での対応としているため、運転者はもちろん同乗者についても周辺の安全確認を行うなど、出張中における安全確認についても複数対応を行うことを改めて周知徹底した。

また、時間に余裕を持った行動、出張先での駐車場所にも留意するように全体指導を実施している。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予子ども・女性支援センター

令和5年5月31日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

・収入未済額9,014,075円(滞納繰越分7,700,575円、現年度分1,313,500円)

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、令和5年度に繰り越した未収金9,014,075円の内、令和5年12月末現在39,600円を収納し、1,828,340円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額(円)	
	令和5年度への繰越額 (令和5年5月末現在)	令和5年12月31日現在
令和4年度分	1,313,500	1,313,500
滞納繰越分	7,700,575	5,832,635
計 ①	9,014,075	7,146,135
令和5年度分②		1,028,600
合計(①+②)	9,014,075	8,174,735

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

子ども療育センター

令和5年4月20日

(監査の結果)

1 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

・収入未済額2,152,943円(滞納繰越分1,572,199円、現年度分580,744円)

2 業務委託している子ども療育センター窓口における料金収納に関し、未納者の状況を事務局で十分に把握、管理していなかった。

(措置の内容)

1 子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サ

ービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会（夜間・休日を含む）による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額（円）			
	令和5年度への繰越額（令和4年度末現在）	令和5年10月31日現在	差引増減	備考
滞納繰越分	～令和3年度分	1,572,199	1,235,939	336,260
	令和4年度分	580,744	539,536	41,208
	計	2,152,943	1,775,475	377,468

2 従前、窓口における未納者の状況は、委託業者において管理していたが、委託業者から適宜、未納者を報告させ、事務局においても把握、管理することとした。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
計 量 検 定 所	令和5年4月27日
<p>（監査の結果）</p> <p>計量器出張検定等に要する経費の徴収について、引き続き二以上の場所において出張検定を行った場合の徴収金額は、愛媛県計量器出張検定等に要する経費の徴収等に関する要綱により、検定に要した時間に応じて分割するとともに、分割によって生じた円未満の端数は切り捨てることとされているが、この規定と異なる方法により算出していた。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>要綱の規定と異なる算定により、円未満の端数分について過大徴収が発生していたため、関係事業者に対して還付処理を行った。</p> <p>徴収金額の算定に当たっては、要綱の規定と算出方法を、上司を含めた2名以上で確認するとともに、職員研修の実施や、職員の引継書への記載を徹底した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	令和5年9月5日
<p>（監査の結果）</p> <p>奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p> <p>・収入未済額245,046,295円（滞納繰越分199,457,895円、現年度分45,588,400円）</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>奨学資金貸付金償還金については、奨学生の採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ制度の趣旨や返還義務等を指導するとともに、卒業後、新たに返還を開始するときは、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限及び納入額の事前案内を行い、納期限内の収入確保に努めている。</p> <p>また、返還指導を業務とする奨学生指導員（特定業務職員3名）を設置し、係員と連携して、滞納者本人や連帯保証人等に対する電話、文書等での返還指導を行うほか、平成30年度からは回収困難な債権について債権回収会社への委託を開始し、令和3年度からは長期滞納債権を一律</p>	

委託するなど収入未済額の縮減に取り組んでいる。

令和4年度末現在の収入未済額245,046,295円については、令和5年11月末現在までに31,477,788円（うち委託先での収納分17,478,520円）を収納し、897,000円を不納欠損したことにより、212,671,507円（滞納繰越分176,289,375円、現年度分36,382,132円）となった。

引き続き、奨学生指導員による初期の返還指導により、滞納の累積を防止していくとともに、回収のノウハウを有する専門業者を効果的に活用することにより、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	令和5年9月5日
<p>（監査の結果）</p> <p>地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p> <p>・収入未済額618,142,526円（滞納繰越分606,686,090円、現年度分11,456,436円）</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>令和5年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、令和5年11月末現在で調定額2,729,828円に対し、収納額2,021,872円、収納率74.1%となっている。未納者に対しては、督促状を発行するほか、県担当者が奨学生であった者やその保護者、保証人等と面談を実施する等して返還を促している。</p> <p>令和4年度末の収入未済額618,142,526円については、未納者に送付する各種通知文に未納額を掲載して納入を促すほか、県担当者が奨学金関係者と面談するなど返還指導を行った結果、11,228,835円を収納、また481,999円を不納欠損したことにより、令和5年11月末現在で606,431,692円に減少した。</p> <p>平成23年度から全ての未納者に「未納状況通知書」を送付することで、返還を更に促すほか、25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と緊密に連携しながら、返還に係る相談にも丁寧に対応している。また、係員体制で市町訪問、面接指導等を行うなど、効果的な実施体制の構築に努めている。</p> <p>今後も、きめ細かな返還指導を徹底し、債務者の返還意識の涵養を図ることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
愛媛県立みなら特別支援学校	令和5年2月22日
<p>（監査の結果）</p> <p>職員の不注意によりスクールバスによる事故が発生（4件）し、当該車両の毀損があった。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>事故発生時にはスクールバスを停車させ相手方を含めた損傷状況を確認し、速やかに修理を行った。事故発生時には、その都度管理職から安全運行の心得や留意事項等について指導し、関係者間での話し合いを行っており、また、毎年4月に開催している全ての運転士、添乗員が参加するスクールバス関係者打合せ会において、公用車運転の高い責務と安全を徹底する研修を行っている。加えて、日頃からの面談等を通じても安全な運行への継続した注意喚起を図っている。</p>	

監査対象機関	監査年月日
警察本部	令和5年8月4日

(監査の結果)

- 1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額1,368,000円(滞納繰越分494,000円、現年度分874,000円)
- 2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額166,649円(滞納繰越分128,849円、現年度分37,800円)
- 3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額1,496,754円(滞納繰越分)
- 4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害(2,663,317円)を与えた。

(措置の内容)

- 1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、注意喚起のため督促状や催告書の封筒を赤色に変えて送付しているほか、電話による催告、滞納者の居住地や勤務先へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催告、会計員の直接訪問による現金の徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告等により、積極的な回収を実施した結果、令和4年度未収金1,368,000円のうち、令和5年10月末までに753,000円を回収した。
今後も訪問による催告活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。
- 2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、注意喚起のため督促状や催告書の封筒を赤色に変えて送付しているほか、電話による催告、滞納者の居住地や勤務先へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催告、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告等により、積極的な回収を実施した結果、令和4年度未収金166,649円のうち、令和5年10月末までに29,000円を回収した。
今後も訪問による催告活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。
- 3 収入未済額の損害弁償金について
 - (1) 平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月発生の拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であり、令和4年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円を収納しているが、所在調査の結果、令和2年3月に収監先の刑務所において死亡していることが判明した。
現在は法定相続人の調査を実施しているが、調査の結果次第では、債権放棄も視野に検討を行う予定である。
 - (2) 平成19年度調定分(収入未済額385,000円)については、平成19年6月発生の本部庁舎損壊に係る損害弁償金であるが、令和4年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円を収納している。
令和5年5月に債務者と面接したところ、損害弁償金の返済意思はあるものの、すぐに返済することは困難な状況であるため、定期的に生活実態等を確認し、返済を促していく。
 - (3) 令和元年度調定分(収入未済額687,754円)については、平成30年6月発生の公用車両損壊に係る損害弁償金である。
債務者は、事件発生後に現場から逃走していたが、他県警察において逮捕され、刑務所へ収監されたことから、面接して返済を求めたものの、損害弁償金の請求に応じない状況であったが、令和4年5月に支払催告を刑務所宛に送付し、全額支払う旨を記載した支払

誓約書を徴している。

令和5年8月に本人より、出所後の所在地の連絡があったことから、今後も、定期的に所在を確認し、返済を促していく。

- 4 職員の交通事故防止対策は、警務部教養課教養・運転指導係により、専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施
初任科生に対する運転教養、二輪車運転指導・検定の実施
警察車両運転免許受検者に対する教養・訓練の実施
交通事故を惹起した職員に対する教養・実技講習の実施
交通事故発生状況と特徴の分析に基づく定期的な教養資料の作成・発出
などの諸対策を推進している。

特に、不注意による事故が多発していることから、職員一人一人に交通事故防止への意識及び運転時の緊張感を持たせるため、各所属に安全運転指導者を指名し、教養課教養・運転指導係と連携を取りながら、本部主導の事故防止対策だけでなく、各所属においても安全運転指導者が中心となって、KYT(危険予測トレーニング)動画を使用した教養、若手職員に対する運転訓練、事故惹起者に対する面接教養・運転訓練・同乗指導等の早期実施などの事故防止対策を実施している。

さらに、職員事故の傾向や所属の運転講習実施状況などを基に、特に注意して指導するテーマを設けて対象者を選定のうえ、教養内容を変更しながら、交通事故防止研修会としての絞った運転講習を年間通じて実施している。

監査対象機関	監査年月日
西条西警察署	令和5年2月22日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両、相手方車両及び相手方工作物の毀損(うち公用車1台は廃車)があり、県に多額の損害(1,815,814円)を与えた。

(措置の内容)

職員の交通事故防止対策は、警察本部の警務部教養課により実施されているものも含め、次の施策を実施している。

- (1) 事故防止教養の実施
朝礼、拡大幹部会、定例研修会において、交通違反・事故の防止(悪天候時の防衛運転、後退時の降車誘導等安全確認、事故形態別の分析結果に基づく再発防止教養、緊張感を持った運転等)について具体的な事例により継続指導している。
- (2) 実践的な事故防止訓練などの実施
若手警察官を対象として、安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練の実施や交通事故防止研修会への参加をしている。
- (3) 車両点検の徹底
公用車の適正管理及び交通事故防止のため、毎朝公用車の運行前日常点検を実施し、車両の整備状態及び安全運転に支障となる不具合がないか確認している。

監査対象機関	監査年月日
今治警察署	令和5年2月8日

(監査の結果)

- 1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額789,931円(滞納繰越分)
- 2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両等の毀損があり、県に多額の損害(1,303,665円)を与えた。

(措置の内容)

1 収入未済の損害弁償金

損害弁償金の収入未済額については、平成18年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和4年度までに損害弁償金799,931円のうち10,000円を収納している。

債務者は一時所在不明となったが、所在確認を続けた結果、平成29年7月から刑務所に収監されていることが判明し、以降は収監先である刑務所へ繰り返し支払催促通知を郵送しているが、債権者は納付の意思はあるものの収監中の納付は困難であるとのことから、出所後における債権の収納を見据えて支払誓約書を定期的に徴取し、債権の承認による消滅時効の中断措置を実施している。

2 職員の不注意により警察車両による事故

職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議、定例研修会等の各種機会を通じて、職員の交通事故発生状況を踏まえ、再発防止を含めた交通事故防止教養を繰り返し実施している。

また、教養資料の発出や交通事故防止に関する朝礼時のスピーチを実施する等、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

(2) 実践的な交通事故防止教養及び訓練の実施

署員に対する交通事故形態分析に基づく交通事故防止教養、実践的個別指導及び新人警察官に対する運転訓練等実践的な交通事故防止訓練を繰り返し実施している。

(3) 車両点検の徹底

運転前に車両の日常点検を確実に実施し、正常な状態で安全運転ができるようにするとともに、運転者自身の安全意識の向上を図っている。

ている。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、定例研修会等において、天候・季節に応じた交通事故防止、職員の交通事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、相手は止まらないかもしれない運転等防衛運転の励行、緊張感をもった余裕のある運転等を継続教養している。

また、警ら用務や緊急走行等により運転の機会が多い地域課において、署独自の地域課員への交通事故防止教養を実施する等、交通事故防止意識の高揚に努めている。

(2) 実践的な事故防止訓練等の実施

若手警察官を対象として安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練を実施している。

(3) 交通事故再発防止対策の実施

交通事故を惹起した職員に対して再発防止対策として実技訓練の実施、再発防止に向けた自己方策の作成等を実施し、当事者自身に事故の原因となった行動やこれまでの運転方法について、自ら考えさせている。

(4) 車両点検の徹底

ドライブレコーダーを含めた日常点検整備の徹底を実施し、運転者自身の安全意識の向上を図っている。

監査対象機関

監査年月日

松山南警察署

令和5年2月9日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額710,822円(滞納繰越分)

(措置の内容)

損害弁償金の収入未済額については、平成27年2月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は返済に応じないまま刑務所へ収監され、その後も別の刑務所への移監を繰り返していたが、令和元年10月に刑務所を出所していたため、所在確認を行ったところ、令和2年9月に再度刑務所に収監されていることが判明したことから、収監先である刑務所へ支払催促通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴取した。

その後、刑期満了により収監先を出所したものの、別事件により再度刑務所に収監され、令和5年7月7日に刑期満了で出所したことを確認したため、所在をつきとめるとともに、8月23日に再度支払誓約書を徴取した。

なお、今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

監査対象機関

監査年月日

伊予警察署

令和5年2月16日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。

(措置の内容)

職員の交通事故防止に関しては、次のような施策を実施し、再発防止に努めている。

(1) 朝礼時における教養の実施

朝礼時において、幹部職員または安全運転指導者による「交通事故

監査対象機関

監査年月日

松山東警察署

令和5年2月8日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

・収入未済額82,422円(滞納繰越分)

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両、相手方車両及び相手方工作物の毀損があった。

(措置の内容)

1 収入未済の損害弁償金について

(1) 平成29年5月に発生した被留置者による建造物損壊事案に係る損害弁償金28,080円について、債務者と面接し、口頭では返済の意思を示すものの、支払いには至っていない。今後も早期の返済を促すこととする。

(2) 平成28年11月に発生した未成年者によるパトカー損傷事案に係る3債務者を有する損害弁償金521,704円については、平成30年3月に法定代理人親権者を含めた債務弁済契約書を締結し、債権の管理をしており、令和5年10月末時点での状況は次のとおりである。

債務者甲にあつては、弁償額208,681円のうち208,681円を弁済し残額0円

債務者乙にあつては、弁償額208,681円のうち208,681円を弁済し残額0円

債務者丙にあつては、弁償額104,342円のうち50,000円を弁済し残額54,342円

今後も引き続き債務者と連絡を取り、可能な限り早期の収納に努めることとする。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施し

故発生危険箇所教養」及び「交通安全ワンポイント教養」を実施し、管内における過去の交通事故発生状況を鑑みた交通事故多発地点の教示や、交通事故形態の概要等に基づく実態に即したピンポイントな指導・教養を行い、再発防止に努めている。

(2) 車両点検の実施

運転前の日常点検に加え、毎週火曜日を「一斉車両点検日」に設定し、車両責任者等による車両動作及び整備不良点検を行い、車両の管理不足による無用な支出及び整備不良に起因する交通事故発生の絶無に努めている。

(3) 運転訓練の実施

警察学校を卒業して間もない若手職員を対象とした運転訓練を実施し、運転時の心構え、車両感覚、死角、車両特性の認識及び交通事故発生時の影響など、運転技能の向上及びリスク管理の徹底に努めている。

西条地区工業用水道管理事務所	令和5年6月9日
中央病院	令和5年6月8日
今治病院	令和5年6月9日
南宇和病院	令和5年6月6日
新居浜病院	令和5年6月9日

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

一方、西条地区工業用水事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると191億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、今後も、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の更なる強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

2 病院事業

(1) 当年度の入院及び外来患者数が、前年度と比較して増加したことや、新型コロナウイルス感染症対応のための病床確保に対し、国から前年度並みの財政支援があったことなどから、純利益については、前年度を2億8,320万円上回り、21億1,869万円と引き続き黒字となっている。

しかしながら、累積欠損金は164億円に上り、企業債314億円や一般会計等からの長期借入金88億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師や看護師の不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国が求める公立病院経営強化に向けた取組や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組みられたい。

(2) 個人医業未収金の納期到来分137,330,064円(過年度未収金68,212,180円、現年度未収金69,117,884円)について、早期回収に引き続き努められたい。

(中央病院)

(3) 医業外未収金の納期到来分5,778,742円(過年度未収金335,274円、現年度未収金5,443,468円)について、早期回収により一層努められたい。

(中央病院)

(4) 個人医業未収金の納期到来分33,957,284円(過年度未収金13,027,138円、現年度未収金20,930,146円)について、早期回収により一層努められたい。

(今治病院)

(5) 医業外未収金の納期到来分253,407円(過年度未収金43,150円、現年度未収金210,257円)について、早期回収により一層努められたい。

(今治病院)

(6) 個人医業未収金の納期到来分10,088,460円(過年度未収金6,535,440円、現年度未収金3,553,020円)について、早期回収により一層努められたい。

(南宇和病院)

(7) 医業外未収金の納期到来分133,420円(過年度未収金72,940円、現年度未収金60,480円)について、早期回収により一層努められたい。

(南宇和病院)

(8) 個人医業未収金の納期到来分33,756,996円(過年度未収金18,120,159円、現年度未収金15,636,837円)について、早期回収に引き続き

監査対象機関	監査年月日
大洲警察署	令和5年2月22日
(監査の結果) 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に努められたい。 ・収入未済額269,948円(現年度分)	
(措置の内容) 損害弁償金の収入未済額については令和4年7月31日に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、5回に渡る分納により、令和5年10月26日をもって損害弁償金469,948円を全額収納している。 また、損害弁償金の納入通知書の納入期限は令和5年3月8日であり、当該期限を超過しての納入による遅延損害金4,335円(起算日：令和5年3月9日、利率：民法第404条に基づく法定利率3%)を令和5年11月16日に全額収納し、本件、全ての債権回収を完了している。	

監査対象機関	監査年月日
宇和島警察署	令和5年2月22日
(監査の結果) 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。 ・収入未済額165,000円(滞納繰越分)	
(措置の内容) 損害弁償金の収入未済額については平成23年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和5年度までに損害弁償金384,657円のうち224,657円を収納している。 債務者に対しては、書面や電話による支払催促を行っており、毎年、少額ではあるが損害弁償金を納めている。今後も継続的に債務者と連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。	

監査対象機関	監査年月日
公営企業管理局	
総務課	令和5年6月12日
発電工水課	令和5年6月12日
県立病院課	令和5年6月12日
松山発電工水管理事務所	令和5年6月9日

き努められたい。

(新居浜病院)

(9) 医業外未収金の納期到来分695,666円(過年度未収金268,066円、現年度未収金427,600円)について、早期回収により一層努められたい。

(新居浜病院)

(措置の内容)

1 工業用水道事業

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところであり、今後も事業が安定的に継続できるよう取り組んでまいりたい。

2 病院事業

公営企業管理局では令和3年3月に策定した第2次愛媛県立病院中期経営戦略(令和3年度~7年度)に基づき、健全経営の確保と病院ごとの役割・機能に応じた経営体質の強化を図っているところ。

今後とも、救急、小児・周産期、災害、感染症等の政策的医療や高度・急性期医療を積極的に担っていくとともに、医療提供体制の充実と経営の健全化の両立に努め、県民医療の最後の砦である県立病院としての使命を果たしてまいりたい。

3 病院事業(未収金)

回収業務の効率化を図るため、未収金担当者研修会を開催するなど、担当者のスキルアップに取り組んでおり、今後とも、事務局、看護部及び医事会計業務委託業者等の関係職員が連携を密にし、外来窓口等において未収金発生未然防止・初期対応に取り組み、現年度未収金の削減を図るとともに、引き続き弁護士法人への回収委託等を活用し回収に努めてまいりたい。

年度	医業・ 医業外	未収金額(前年度末時点)			回収金額(9月末時点)			回収率(9月末時点)		
		前年度分	前々年度 以前分	前々年度 以前分	前年度分	前々年度 以前分	前々年度 以前分	前年度分	前々年度 以前分	
R5	医業	285,192,314	179,297,397	105,894,917	158,472,529	155,457,373	3,015,156	55.6%	86.7%	2.8%
	医業外	23,885,405	23,165,975	719,430	23,024,215	23,006,595	17,620	96.4%	99.3%	2.4%

(注)金額には納期未到来の未収金も含む。

- (1) 今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図るとともに、他県における効果的な取組みも参考にしながら、個人医業未収金の早期回収に努めたい。
- (2) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図るなどして、早期回収に努めたい。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月14日

愛媛県公安委員会委員長 五葉明德

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会審査請求手続規則(平成28年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人情報保護法等に関する審査請求に関する一般的手続)	(審理官に関する規定の適用除外等)
<u>第30条</u> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第106条第1項に規定する審査請求及び愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第18条の2に規定する審査請求についての第2章の規定の適用については、第6条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項」と、第7条第1項及び第2項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項」と、第27条中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項」とする。	<u>第30条</u> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第106条第1項に規定する審査請求及び愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第18条の2に規定する審査請求(次項において「個人情報保護法等に関する審査請求」という。)については、第4条の規定は、適用しない。
	2 <u>個人情報保護法等に関する</u> <u>審査請求についての第2章の規定の適用については、第6条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項」と、第7条第1項及び第2項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項」とする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年6月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
村上さとことまちづくりの会	村上 智子	村上 誠	四国中央市豊岡町長田1179 - 1	令和6年5月2日
鬼北町を消滅の危機から救う会	高田 暢弘	山本 慎一	北宇和郡鬼北町広見774	令和6年5月9日
尾藤しゅんすけ後援会	尾藤 俊輔	尾藤 俊輔	越智郡上島町弓削上弓削465	令和6年5月13日
三浦コナン後援会	三浦 颯	三浦 杏奈	西条市上市甲720 - 1	令和6年5月16日
白石ひさき後援会	白石 久祈	白石 美佐	新居浜市一宮町2 - 3 - 48	令和6年5月21日
たまおき公正後援会	玉置 公正	白石 岳	西条市朔日市892	令和6年5月21日
森永和夫後援会	森 永和夫	森 永和夫	喜多郡内子町五十崎甲1584	令和6年5月21日
束村はるき後援会	束村 温輝	束村 温輝	東温市則之内乙2548 - 63	令和6年5月22日
いしずひろゆき後援会	石津 裕之	伊藤 大繕	四国中央市川之江町3218 - 1	令和6年5月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年6月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党土居支部	曾我部 清	代表者	曾我部 清	森 高 康 行	令和6年4月1日
自由民主党愛媛県建設関係支部	浅田 春雄	代表者	浅田 春雄	井原 伸	令和6年5月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石橋寛久後援会	橋本 二三男	代表者	橋本 二三男	藤井 万一郎	令和6年2月28日
越智忍後援会	越智 皐	代表者	越智 皐	山本 英正	令和6年3月31日
愛媛県警備業連盟	米子 忠志	代表者	米子 忠志	阿部 克彦	令和6年5月14日
中村まさのり後援会	中村 維伯	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城3744 - 1	南宇和郡愛南町柏崎591	令和6年5月15日

村上誠一郎後援会	村上 信太郎	会計責任者	小野 礼二	村上 修次	令和6年5月17日
国際勝共連合愛媛県本部	石垣 貢	会計責任者	石垣 貢	佐藤 信治郎	令和6年5月20日
武田のりひさ後援会	武田 幸久	代表者	武田 幸久	河野 建夫	令和6年5月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年6月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤新平後援会	山本朝光	令和6年3月31日
カナエルエヒメ	浅岡志麻	令和6年3月31日
白坂均後援会	白坂操	令和6年4月4日

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和6年6月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
白石久祈	新居浜市長	白石ひさき後援会	新居浜市一宮町2-3-48	令和6年5月21日
石津裕之	四国中央市議会議員	いしずひろゆき後援会	四国中央市川之江町3218-1	令和6年5月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和6年6月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中村維伯	中村まさのり後援会	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城3744-1	南宇和郡愛南町柏崎591	令和6年5月15日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和6年6月14日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立病院未収金の回収の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
弁護士法人エジソン法律事務所 東京都千代田区神田錦町一丁目8番11号錦町ビルディング8階
- 3 委託期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

正誤

○正誤

令和5年11月14日付け第460号愛媛県告示第1184号（保安林予定森林にする旨の通知）中

ページ	箇所	誤	正
1238	右欄下から6行目	2623から2325まで、	2623から2625まで、